

2024年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2024年6月18日（火） 18時30分～20時30分

町田市庁舎2階 会議室2-2

【1】開会

【2】報告事項

- (1) 2024年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定について
- (2) 「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の完成について
- (3) 町田市障がい者プラン21-26（重点施策）2023年度実績について

【3】議事

- (1) 町田市における障がい福祉分野の課題について（グループワーク）

【4】その他

- (1) 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」について
- (2) 町田市重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業について

【5】閉会

送付資料

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 2024年度町田市障がい者施策推進協議会委員名簿・事務局職員名簿 |
| 資料2 | 2024年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定 |
| 資料3 | 町田市障がい者プラン21-26（重点施策）2023年度実績について |
| 資料4 | 計画の振返りにについての各部会からの意見（町田市障がい者プラン21-26
重点施策における2023年度実績について） |
| 資料5 | 町田市障がい者施策推進協議会「グループワーク」の開催について |
| 資料6 | 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」概要版 |
| 資料7 | 町田市重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業について |

【次回の協議会について】

2024年度 第2回町田市障がい者施策推進協議会
日程：2024年9月頃（未定）

町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2024年6月18日時点）

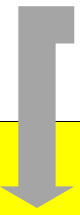
	所属	役職	氏名
会長	学校法人 東洋英和女学院大学	名誉教授	石渡 和実
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 准教授	谷内 孝行
委員	学校法人 法政大学	現代福祉学部 教授	佐藤 繭美
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 教授	小泉 広子
委員	町田市医師会	理事	中川 種栄
委員	町田市歯科医師会	副会長	松崎 重憲
委員	町田公共職業安定所	所長	湯地 幹彦
委員	東京都立町田の丘学園	副校長	福元 太郎
委員	まちされん	会長	小野 浩
委員	町田市社会福祉法人施設等連絡会	副代表	藤井 雅巳
委員	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	常務理事	叶内 昌志
委員	堺地域障がい者支援センター	センター長	刑部 輝
委員	町田市障がい者 就労・生活支援センターりんく	センター長	藤本 英理子
委員	町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会	副理事長	堤 愛子
委員	町田市身体障害者福祉協会	会長	風間 博明
委員	町田市聴覚障害者協会	会長	浅野 直樹
委員	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	会長	土田 由紀子
委員	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会	会長	飯長 喜一郎
委員	町田市民生委員児童委員協議会	鶴川第一地区会長	荻野 淳子
委員	町田商工会議所	常議員	陶山 慎治

町田市 障がい福祉課 事務局職員名簿

所属・役職	氏名
地域福祉部 障がい福祉課 課長	桑原 康二
地域福祉部 障がい福祉課 担当課長	笹川 和哉
地域福祉部 障がい福祉課 総務係 係長	山口 庸介
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 係長	松田 泰幸
地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 係長	鈴木 崇之
地域福祉部 障がい福祉課 総務係 担当係長	田名部 景子
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	有田 和子
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	増田 謙一郎
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	郡司 真実
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	磯村 章彦
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	渡部 敬
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	藤川 亜衣
地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 担当係長	樋口 杏奈
地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 担当係長	勝野 早百合

事務局担当者	氏名
地域福祉部障がい福祉課 総務係	森本
	高野
	中山

■ 2024年度の協議会及び各専門部会の開催スケジュール

	障がい者施策推進協議会	各専門部会	事務局
2024年 4月			・町田市障がい者プラン21-26 （重点施策）2023年度実績の集約
5月	日中サービス支援型GH評価会議（5/16） 	第1回 障がい者計画部会(5/27) 第1回 相談支援部会（5/28） 【報告事項】 ・2024年度の部会の予定について ・「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定について 【議事】「町田市障がい者プラン21-26」（重点施策）2023年度実績の振り返り	
6月	第1回 協議会（6/18） 【報告事項】 ・町田市障がい者施策推進協議会の開催予定について ・「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の完成について ・「町田市障がい者プラン21-26」（重点施策）2023年度実績について 【議事】 ・町田市における障がい福祉分野の課題について（グループワーク） 	第1回 就労・生活支援部会(6/3) 【報告事項】 ・今年度の活動内容について ・「町田市障がい者プラン21-26」（重点施策）2023年度実績について ・「町田市障がい者プラン21-26」後期計画（2024～2026）の完成について ・「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例制定」について ・他市就労支援センター訪問結果の活用について 【議事】・2024年度重点施策（就労部分）の取組みについて	
7月			町田市障がい者プラン21-26 （障がい福祉事業計画）2023年度実績の集約
8月		第2回 障がい者計画部会（8/29）（予定） 【議事】 ・町田市障がい者プラン21-26（障がい福祉事業計画）2023年度実績の振り返り	
9月	第2回 協議会（予定） 【報告事項】 ・町田市障がい者プラン21-26（障がい福祉事業計画）2023年度実績について ・町田市障がい者プラン21-26（重点施策）2024年度上半期中間報告 ・障がい者虐待・差別の2023年度状況及び取組み 【議事】 ・「（仮称）町田市障がい者差別解消支援協議会」について		
10月		第2回 相談支援部会（10/10）（予定）	「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」施行
11月			
12月	第3回 協議会（予定） ・町田市における障がい福祉分野の課題対応について ・その他、議事調整中		
2025年 1月		第3回 相談支援部会（予定）	各部会の活動報告の作成
2月	第4回 協議会（予定） ・各部会からの活動報告 ・2025年度町田市障がい者施策推進協議会の運営について	第2回 就労・生活支援部会（予定） 【報告事項】 ・障がい者雇用セミナーの結果報告 ・ハローワーク町田からの報告 ・町田市役所の雇用状況について 【議事】 ・2025年度の活動報告について	
3月			

※ その他、各部会からの報告事項等があれば、随時協議会でも取り上げます。

町田市障がい者プラン21-26

重点施策における2023年度実績

町田市障がい者プラン21-26「第2章 町田市がとりくむこと」の「分野別の課題と施策」では、11の分野で「重点施策（実行プラン）」を定めています。この資料では、全20事業の2023年度の実績をまとめています。

評価基準

◎：目標以上進んでいる ○：目標どおり進んでいる △：目標を下回っている

＜実績まとめ＞

ページ	事業	2023年度評価
P2	1 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	◎
P3	2 障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	◎
P4	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	○
P5	4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	○
P6	5 重い障がいのある人が利用できるグループホームのあり方の検討	△
P7	6 既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	○
P8	7 障がいがある人の就労に関する実態調査	○
P9	8 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	○
P10	9 相談支援体制の強化	○
P11	10 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	○
P12	11 短期入所事業所の基盤整備	○
P13	12 医療機関に対する障害者差別解消法の周知	○
P14	13 手話通訳の普及促進	○
P15	14 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	◎
P16	15 サービス・支援機関等の情報提供事業	○
P17	16 避難体制の充実	○
P18	17 障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	◎
P19	18 行政窓口における意思疎通の環境整備	○
P20	19 理解促進研修・啓発事業	○
P21	20 支援人材対策事業	○

重点施策 1	障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。	計画冊子 17ページ
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	
所管課	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課 (2021年度 オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課)	
事業概要	市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
896人 (パラバドミントン 体験会参加予定人数)	1,000人	1,000人	1,000人

実績報告				
2023年度	取組内容	パラバドミントン体験会を図師小学校、山崎小学校、南第三小学校、鶴川第二小学校、本町田小学校、小山中央小学校、町田第三小学校、南大谷小学校、成瀬中央小学校、町田第六小学校、つくし野小学校、鶴川第四小学校、金井小学校、町田第五小学校、高ヶ坂小学校の計15校、1,075名に対して実施しました。		
	取り組んだことによる成果	パラスポーツに対する児童の関心が高く、選手のプレーを直接観たりアクションや、体験会後の児童の声でも好意的な声が多くあがりました。また、障がいがある方でも車の運転が可能なことや車いすで乗り越えられる段差の実演を見ることで、障がい理解に繋がりました。		
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ	目標の1,000人を超える児童に対して体験会を開催できたほか、1クラス1時間だった体験会を2時間で実施した学校があるなど、パラスポーツの普及啓発や障がい理解のために内容を工夫できました。
	事業費	1,136,000円		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		2023年度も時間に余裕をもってパラバドミントンを体験してもらうため、2022年度に引き続き試験的に1クラス2時間の実施を行いました。2024年度は、学校側に1クラス2時間実施が出来る旨を伝え、より多くの希望する学校が実施できるよう調整し、パラスポーツの普及啓発や障がい理解の促進に繋げることが求められます。		
2024年度取組内容・スケジュール		5月から小学校15校程度で、約1,200名に対してパラバドミントン体験会等を実施する予定です。		

重点施策 2	障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。	計画冊子 18ページ
事業名	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	
所管課	生涯学習部 生涯学習センター	
事業概要	障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障がいに応じた学習プログラムの開発	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施

実績報告				
2023年度	取組内容	肢体不自由の人を対象にした学習講座「車いすや義手でも、できること」を連続講座で全4回開催し、26名の応募があり、延べ73名が受講しました。当事者が義手等の補装具を用いた実生活の話をしたり、受講者が補装具の装着を体験するなど障がいへの理解を深めました。FC町田ゼルビアの試合を観戦し、スタジアム施設のバリアフリーに関する意見を述べ合うほか、電動車椅子サッカーの試合視聴やデモンストレーション、電動車椅子の試乗といった充実した内容でした。		
	取り組んだことによる成果	2022年度に続き、講師をおもに障がいがある当事者（2023年度は肢体不自由の方）へ依頼したことで、講師としても実体験を話すなど、発表の場を設けることができました。受講者（応募者）は、肢体不自由の方が7名、聴覚障がい、視覚障がいのある方がそれぞれ1名と、様々なバックグラウンドを持つ人が参加するバリアフリー講座になりました。		
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ	受講者の実技体験や講師も含めた参加者同士の意見交換などを行い、講師としても受講者としても障がいがある当事者の発表の場を充実させることができました。アンケートでは、肢体不自由について理解を深めることができたと答えた人の割合は100%でした。
	事業費	84,520円		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		聴覚、視覚、身体障がいといった障がいに応じた学習講座は、障がいがある人の学習成果を発表する場の充実のため、今後も実施していく必要があります。一方で、知的障がいがある人を対象とする障がい者青年学級事業では、学級生の高齢化や支援スタッフの減少など様々な問題が生じ、新たな学級生を迎えられない状況が続いていることから、事業を見直す必要があります。		
2024年度取組内容・スケジュール		障がい者青年学級事業に焦点を当て、当該事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向け、「町田市教育プラン24-28」及び「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」に基づき、取り組めます。		

重点施策 3	地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。	計画冊子 24ページ
事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①未設置 ②—	①地域生活支援 拠点等の設置 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

実績報告				
2023年度	取組内容	地域生活支援拠点等について、相談支援事業所を対象に説明会を開きました。		
	取り組んだことによる成果	地域生活支援拠点等についての説明会を開催し、登録を呼びかけた結果、4事業所が新たに登録して、全体で7事業所となりました。 1月には、地域生活支援拠点等連絡会を開催しました。 地域体制強化共同支援加算に関する記録書が2件提出され、障がい者施策推進協議会・相談支援部会にて報告し、検討を行いました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		地域生活支援拠点等の対象事業者を相談支援事業所以外にも広げ、面的整備を充実させていきます。		
2024年度の実施内容・スケジュール		短期入所事業所等を対象にして説明会を開催し、登録を呼びかけます。		

重点施策 4	保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。	計画冊子 24ページ
事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。 会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討	保健・医療・福祉関係者による会議体の設置	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

実績報告				
2023年度	取組内容	町田市地域精神保健福祉連絡協議会の本会議（保健所主催）にて専門部会を保健所と障がい福祉課の合同で進めていくこととしました。専門部会では「精神疾患を抱える方が地域で安心して生活するために」をテーマに、地域の医療と福祉の支援者で11月（各機関からの課題抽出）と1月（訪問看護がかかわる事例の共有）に会議を開催しました。また、昨年度から引き続き障がい福祉課で市内の入院病棟がある5つの病院を訪問し、退院支援の取り組みについて連携していくための意見交換をしました。		
	取り組んだことによる成果	専門部会では、退院した人の地域での生活を支えるために、課題抽出を通して、お互いの機関の役割の理解を実感することで丁寧な連携ができる関係づくりを意識できるようになりました。精神疾患を抱える方が地域で病院、地域ともにフォローしながら、安定した生活をおくるためには支援者の連携が重要であることを再確認しました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	458,400円		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		保健所と合同で行うことで課を超えての課題共有、地域連携を検討しました。今後も地域で支援者同士の顔の見える関係づくり、地域での生活を支えるための連携が重要であると確認しました。継続的な課題共有の取組が連携をスムーズにすると考えられます。引き続き、課題を掘り下げていく方向です。		
2024年度取組内容・スケジュール		2024年度も2023年度と同じテーマで保健所と連携して検討を進めていきます。		

重点施策 5	グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。 特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。	計画冊子 25ページ
事業名	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討（会議の実施）	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。 町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例等の収集をおこないながら検討を進めます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体の設置に関する 検討	グループホームのあり方 の検討	検討に基づいた施策の 実施

実績報告				
2023年度	取組内容	市内のグループホームは年々増加しており、一部のグループホームでは空き室がでている現状があります。一方で、重度対応のグループホーム等への入居に至っていない状況があります。利用者が必要としているグループホームの当事者ニーズを把握するため、各地域の相談の拠点となっている障がい者支援センター5カ所に訪問してヒアリング調査を行いました。		
	取り組んだことによる 成果	ヒアリング調査の結果、重度障がいがある方に対応したグループホームは不足しているため、必要となる支援や通所施設への送迎等の面で、本人の希望に沿ったグループホームを紹介できない現状があります。希望するグループホームのイメージと入居後の現実のグループホームの状況との乖離によって、継続した利用につながらない場合があることがわかりました。 特に、支援体制の面では利用者が求めるニーズに対応できるグループホーム側の人材確保・育成が課題であり、支援体制の強化・整備を図ることが重度障がいがある方のグループホームの利用につながることをわかりました。		
	評価	△	評価の理由 ※◎と△のみ	課題に対応する具体的な施策の実施までには至っていないため
	事業費	—		
2023年度の実績を ふまえた2024年度の 課題		支援人材を含めた支援体制の強化・整備が喫緊の課題であることから、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていく必要があります。		
2024年度取組 内容・スケジュール		グループホームの支援体制の向上をはかることを目的に、市内のグループホームを訪問して運営課題の確認や課題解決の仕組みづくりを行うほか、日中サービス支援型グループホームを含めた計画的な整備について検討を行い、施策の立案・実施につなげます。		

重点施策 6	市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。	計画冊子 32ページ
事業名	既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	既存の事業所の活用により、重い障がいがある人の日中活動の場の確保を進めていきます。具体的には、①重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとしての活用をおこないます。また、②特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	①好事例の収集 ②事業所の運営課題の把握	①好事例集の活用に向けた検討 ②事業所の運営課題の分析	①好事例集の活用 ②事業所支援のあり方の検討

実績報告				
2023年度	取組内容	・2022年度に作成した好事例集を生活介護の開設相談のために来庁した法人に運営の参考ツールとして配布を行いました。また、市内の既存の事業所にも町田の丘学園で開催されている生活介護事業所等情報交換会を通じて配布を行いました。 ・12月には好事例集の配布後の活用状況や施設の知りたい情報を把握するため、既存の事業所に対してアンケートを実施しました。 ・3月には町田の丘学園と重い障がいのある方の支援について意見交換を行いました。		
	取り組んだことによる成果	・開設相談において町田市内で求められている生活介護のサービスや現状を具体的に伝えるツールとして活用することができました。 ・アンケート調査の結果から、好事例集をもとに取り組んだこと、取り組もうとしていることがあるとの回答が47%あり、事業所間の情報共有をすすめることができました。また、人材の確保や、育成、定着の面や、支援方法に関心が高いことがわかりました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		好事例集が既存の事業所の支援力の向上につながる材料になった一方で、専門的な支援を要する重い障がいのある人への支援は、既存の施設だけで対応することは難しく、引き続き検討が必要です。		
2024年度の実施内容・スケジュール		重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備のあり方について調査・検討を進めます。		

重点施策 7	障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。	計画冊子 33ページ
事業名	障がいがある人の就労に関する実態調査	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	実態調査（2019年度・暮らしの状況・生活の困り事に関する調査）では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。 そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	調査内容検討	調査実施・分析	調査結果の活用

実績報告				
2023年度	取組内容	・2022年度にまとめた「就労に関する実態調査」の利用者調査の結果から見えた課題解決のために南多摩3市（八王子、多摩、日野）の就労・生活支援センターに訪問し、ヒアリングを行いました。 ・市内事業所の「仕事の切り出し」の好事例をまとめたパンフレットをハローワーク町田や障がい者雇用セミナーを通じて配布しました。		
	取り組んだことによる成果	・南多摩3市の就労・生活支援センターでのヒアリングを通じて、課題解決につながる工夫についての情報収集を行うことができました。 ・パンフレットの配布を通じて、市内の多くの事業所が課題としている「仕事の切り出し」の好事例について、情報提供をすることができました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		・就労・生活支援センターの課題解決に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。 ・今後、法定雇用率の段階的な引き上げや業種別に設定された除外率の引き下げが行われます。これまで障がい者雇用の法定雇用率を達成できていた事業所も新たな雇用を求められるだけでなく、これまで対象ではなかった事業所も障がい者雇用の対象になる見込みです。このため、これまで以上に雇用の促進に向けた取組が必要になります。		
2024年度取組内容・スケジュール		障がい者雇用率未達成の市内企業に訪問し、丁寧な障がい者雇用の啓発活動を行なうことで、さらなる雇用の促進に向けた取組をすすめていきます。		

重点施策 8	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。	計画冊子 33ページ
事業名	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体制の検討	会議1回	会議2回

実績報告				
2023年度	取組内容	8月1日と11月16日に「一般就労に関する支援機関連絡会」を開催し、障がい者就労・生活支援センターりんく、レッツ、らいむ、各障がい者支援センター、就労移行・定着支援事業所が参加しました。8月の連絡会では、「生活面の支援に関する事例検討」、11月の連絡会では、「職業準備性の整わない方の支援計画」をテーマにグループディスカッションを実施し、事業所間で情報共有や意見の交換を行いました。		
	取り組んだことによる成果	「一般就労に関する支援機関連絡会」を2回開催しました。連絡会の満足度評価（満足、やや満足、やや不満、不満の4段階評価）を実施し、8月の連絡会では、参加した14事業所のうち、6団体が満足、8団体がやや満足という結果でした。11月の連絡会では、参加した15事業所のうち、11団体が満足、4団体がやや満足という結果でした。参加された方からは、「他から意見を聞くことでアイデアが生まれることもあるので、そのようなことを意識しながら市内の各事業所が役割分担や連携をしていけると良い」、「対応の仕方や考え方などを共有でき、とてもためになった」などの感想・ご意見をいただきました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		就労支援機関の支援力向上と連携体制を強化する目的で「一般就労に関する支援機関連絡会」を開催しました。連絡会を通して情報共有や意見交換を行ったことで就労・生活支援センターと就労移行・定着支援事業所や障がい者支援センターの連携体制が強化されました。就労・生活支援センターの利用者はさらに増加しているため、今後も連携体制の維持が必要です。		
2024年度の実施内容・スケジュール		毎月実施している「障がい者就労・生活支援センター連絡会」の中で、就労・生活支援センターで抱えている課題等を共有します。また、それを基に引き続き就労支援機関の連携体制について検討します。		

重点施策 9	障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 40ページ
事業名	相談支援体制の強化	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回

実績報告				
2023年度	取組内容	年3回連絡会を開催しました。第1回（6月23日）の研修会では社会福祉法人を運営している学識経験者を講師として開き、「次世代型の相談支援」と称して障害者支援におけるICT活用について、地域共同運営についての講演会を実施しました。第2回（9月22日）、第3回（2月2日）の研修会では、事例検討を行い、地域の資源や課題の共有を行うとともに、緊急時予防・対応プランを立てました。		
	取り組んだことによる成果	事例を通して実際に緊急時予防・対応プランを立てることで、「緊急時にむけたチーム作りの必要性を再確認できた」との声が聞かれました。また、第3回目を対面で開催したことで、事業所同士の関係構築や活発な情報交換が行われ、相談の幅が広がりました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		対面開催の場合に大人数のため開催場所が限られてしまうため、開催方法については研修内容に合わせて対応していく必要があります。		
2024年度の実施内容・スケジュール		年3回の連絡会を開催予定です。		

重点施策 10	課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。	計画冊子 41ページ
事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課（2021年度 ひかり療育園）	
事業概要	80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。 事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討 ②－	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施

実績報告				
2023年度	取組内容	市内在住の18歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者を対象に、障がい福祉に関する制度等を利用しておらず、必要な情報を得ることに支援が必要と考えられる方69名に対して、電話やアンケート（手紙）で現在の生活状況や就労状況、年金受給の有無、困っていることや不安なことなどの調査を実施しました。担当間の情報共有会議を定期的に行い、ケースに応じた孤立化防止対策を検討しました。		
	取り組んだことによる成果	電話やアンケート調査後、必要に応じて訪問などを行い、必要な機関への紹介を行う事が出来ました。また、アンケートを読み「相談内容を考えた」という人、「何処とも繋がりがなく不安だったが、いつでも相談が出来る場所が分かって安心した」「親なき後の心配が少し軽減した」という人がいました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	－		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		ケースに応じた孤立化防止対策に基づき、必要に応じて継続的な訪問支援や電話連絡を行い、状況確認や必要な機関への引継ぎを行います。		
2024年度の実施内容・スケジュール		2024年度は継続して孤立化の恐れのある方を抽出し、実態調査と相談支援を実施する予定です。また、継続的な関わりが必要な方にも相談支援を実施します。		

重点施策 11	障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 46ページ
事業名	短期入所事業所の基盤整備	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設開設相談時における 開設促進	実施	実施	実施・検証

実績報告				
2023年度	取組内容	町田市ホームページの事業者向けページ（グループホーム開設）に、短期入所事業所が不足していることと、グループホームに併設が可能であることを記載しています。グループホーム等の開設相談時は、市として短期入所の開設を求めていることを必ず伝え、既存の短期入所事業所を含めて、短期入所の必要性の理解が得られるよう取り組みました。また、短期入所事業所の開設促進の手法について検証を行いました。		
	取り組んだことによる成果	短期入所の新規開設を希望する相談が3件あり、そのうち1件は2023年度中に開設し、短期入所事業所数の増加につながりました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		短期入所事業所数は増加傾向にありますが、依然として地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があます。		
2024年度を取組内容・スケジュール		短期入所単独での事業所開設は支援面や経営面での事業所負担が高く、短期入所事業所の増加にあたっては、グループホーム等の開設相談があった際に併設の勧奨を行うことが効果的であることから、この取組を踏まえながら地域ニーズや重度への対応が可能な短期入所事業所の整備を進めていきます。		

重点施策 12	障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。	計画冊子 48ページ
事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知	
所管課	保健所 保健総務課	
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めています。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

実績報告				
2023年度	取組内容	厚生労働省「平成29年度障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、パンフレットに掲載されている“配慮のエピソード”の一例を紹介しながら合理的配慮への理解を求めました。		
	取り組んだことによる成果	診療所48件、施術所38件に対して合理的配慮の事例を紹介しながら説明しました。（例えば「肢体不自由の方に対し、受付係員がカウンターの外に出て対応」や「視覚障がいのある方に対し、事務職員が代わりに記入」等）		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		これまでの取組に加え、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例についても医療機関の理解が得られ、さらに合理的配慮がなされるよう、周知・啓発を図る必要があります。		
2024年度取組内容・スケジュール		医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めています。また、町田市条例の施行にあたり、全医療機関へ条例周知を図ります。		

重点施策 13	市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。	計画冊子 52ページ
事業名	手話通訳の普及促進	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	2018年に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」により、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象を警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に限定していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一部の機関に実施	範囲を広げて実施	継続実施	継続実施

実績報告				
2023年度	取組内容	事業者から手話通訳者派遣依頼があった際に、東京都の差別解消条例の主旨や内容を伝え、各事業者に情報保障の義務があることを理解していただけるよう説明しました。		
	取り組んだことによる成果	手話通訳者派遣依頼があった際に、東京都の差別解消条例の主旨や内容を伝えるとともに、内容や状況によって筆談やUDトーク、耳の聞こえない方との連絡方法として電話リレーサービス等についても情報保障の手段となることを案内することで、聴覚障がいがある方のより様々な場所での円滑なコミュニケーションの確保を図りました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		町田市障がい者プラン21-26前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大に取り組むこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がい者が必要とする場面で派遣できるよう、手話通訳者を着実に増やしていく必要があります。		
2024年度取組内容・スケジュール		手話講習会における聴覚障がいの理解を深める取組を通じて、聴覚障がいがある人への手話通訳者の確保・育成をはかります。		

重点施策 14	発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。	計画冊子 53ページ
事業名	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	
所管課	地域福祉部 福祉総務課	
事業概要	だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討をすすめます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職員への周知	職員への周知を促進	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供方法を検討	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供を実施

実績報告				
2023年度	取組内容	4月に新規採用職員69名へ情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインについての研修を行いました。また、新たな取組として音声コード「Uni-Voice」の作成ソフトを2023年度から市役所全体で使えるよう導入し、周知のため12月に希望者へ音声コード「Uni-Voice」の操作研修を実施しました。そのほか、「情報バリアフリーハンドブック」改定に向け、障がい当事者団体等9団体へのヒアリングを踏まえ、町田市福祉のまちづくり推進協議会で協議を行い、骨子案を作成しました。		
	取り組んだことによる成果	音声コード「Uni-Voice」については、印刷物への導入や、当課へ導入に向けた相談をする課が増え、情報バリアフリー、ユニバーサルデザインへの職員の意識醸成につなげることができました。また、2023年度、2024年度の2ヵ年で改定する「情報バリアフリーハンドブック」については、骨子案の作成に当たって、当事者ヒアリングを実施したことにより、市民の意見を反映することができました。		
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ	予定していなかった音声コード「Uni-Voice」の作成ソフトを市役所全体に導入以降、他課において通知に「Uni-Voice」を表記するなど実際に活用されました。「情報バリアフリーハンドブック」について9団体のヒアリングを実施することができました。
	事業費	8,673,500円		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		町田市職員がより情報バリアフリー、ユニバーサルデザインを意識して情報を伝えることができるよう、引き続き研修の実施等啓発が必要です。また、事業者をはじめとする情報発信者向けの啓発冊子である「情報バリアフリーハンドブック」の改定に当たっては、情報を発信する方にとって、より実践的な内容とするため、配布対象者である市内事業者の意見を聞く必要があります。		
2024年度を取組内容・スケジュール		2023年度に引き続き、更なる情報のバリアフリーとユニバーサルデザインへの職員の意識醸成につなげるため、職員への啓発を行います。また、2025年3月の「情報バリアフリーハンドブック」改定に向け、町田市福祉のまちづくり推進協議会で協議を行うとともに、市内事業者へのヒアリング及び市民意見募集を実施します。		

重点施策 15	障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。	計画冊子 53ページ
事業名	サービス・支援機関等の情報提供事業	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
限定的な実施	対象者拡大の検討・実施	継続実施	継続実施

実績報告				
2023年度	取組内容	精神障がい者向けの障害福祉サービスの案内チラシを作成し、精神障害者保健福祉手帳の新規申請者、転入者に配布しました。		
	取り組んだことによる成果	精神障害者保健福祉手帳を新規申請する人に対して、障害福祉サービスを周知することができました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		障害福祉サービスの案内チラシの内容については、精神障害者保健福祉手帳取得者のニーズに合わせて修正していく必要があります。		
2024年度取組内容・スケジュール		引き続き、精神障がい者向けの障害福祉サービスの案内チラシの内容を充実させながら、配布を継続して、障害福祉サービスの周知に努めます。		

重点施策 16	障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。	計画冊子 58ページ
事業名	避難体制の充実	
所管課	防災安全部 防災課	
事業概要	2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらした。町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっています。避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

実績報告				
2023年度	取組内容	具体的な要配慮者の滞在スペース等について定めた避難施設データベースを適切に見直し、各避難施設開設・運営担当対策部及び町田市指定職員に周知・情報共有を図りました。また、地域との接点である避難施設関係者連絡会及び開設訓練を71避難施設で開催し、自主防災組織等の地域住民へ周知・情報共有しました。		
	取り組んだことによる成果	市内養護学校との懇談会時に保護者等の方々からご意見をいただいた、「アルファ化米の個食パック化」、「誰もが食べやすく栄養を得ることができるユニバーサルデザインに配慮した備蓄食料」について、市内全避難施設において両方を一部導入しました（避難施設の必要な食数を5分割し、5年かけて購入・入替をする。2023年度は導入初年度のため必要な食数の1/5を導入）。このことにより、障がい者、高齢者、乳幼児等の要配慮者に配慮した備蓄体制を充実させることができました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	—
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		障がいがある人や、自主防災組織等の地域住民への周知・情報共有のほか、避難施設で生活するうえでの合理的な配慮の提供が求められています。		
2024年度を取組内容・スケジュール		引き続き、地域との接点である避難施設関係者連絡会及び開設訓練を実施し、自主防災組織等の地域住民へ周知・情報共有することに加え、町田市障がい者プラン21-26後期計画にある「障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実」に取り組めます。		

重点施策 17	障がい者差別を解消するための条例を制定します。	計画冊子 63ページ
事業名	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	条例制定に向けた 情報収集	条例の検討体制等 についての検討	条例検討・制定 ※2024年度施行

実績報告				
2023年度	取組内容	（仮称）障がい者差別解消条例検討部会を5回開催し、「（仮称）町田市障がい者差別解消条例」の内容について検討しました。条例内容の検討にあたり、町田ちょこっとアンケートを利用して、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の認知度及び共生社会に必要なことなどについて調査を実施しました。また、町田商工会議所の協力により、町田商工会議所食品飲食業部会・サービス業部会に所属する事業者及び町田市商店会連合会へ合理的配慮に関する事業者アンケートを実施しました。また、条例案についてパブリックコメントを実施しました。		
	取り組んだことによる成果	・2024年3月に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例（2024年10月1日施行）」を制定しました。 ・町田ちょこっとアンケートの調査結果から、障がい者差別解消関連法令の認知度が低いことが判明し、「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」も含めた障がい者差別解消関連法令を広く周知することが課題であるとわかりました。 ・町田商工会議所の協力で事業者アンケートを実施したことで、事業者の合理的配慮への認識や課題がわかりました。		
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ	（仮称）障がい者差別解消条例検討部会では、事業者、障がい当事者やそのご家族など、様々な人とともに条例の検討を行い、事業者側からも、障がい当事者側からもしっかりと障がい理解に関する普及啓発をしていくことが重要であり、ともに取り組んでいこうという機運が醸成されました。
	事業費	1,549,000円		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		町田ちょこっとアンケートの結果からは、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の認知度が低かったため、障がい者差別解消に関連する法令について、より広く周知することが課題です。事業者アンケートの結果からは、どこまで配慮すれば良いのかわからないなど対応方法についての意見が多くあり、合理的配慮の事例収集や対応方法の周知が課題です。		
2024年度を取組内容・スケジュール		「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の趣旨や内容について広く周知していくとともに、障がい当事者や事業者と協力しながら障がい理解に関する普及啓発の取組を検討・実施していきます。		

重点施策 18	障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。	計画冊子 66ページ
事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口 に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市役所の他部署の 窓口160件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口170件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口180件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口190件 手話通訳者を派遣

実績報告				
2023年度	取組内容	市役所の他部署窓口から派遣依頼のあった121件全てに対し手話通訳者を派遣しました。 障がい福祉課に会計年度任用職員として手話通訳者を配置し、当該通訳者が不在の際には代替の手話通訳者を配置します。		
	取り組んだことによる 成果	手続きのオンライン化が進んだことや、UDトークや筆談などの情報保障手段の周知に努めたことなどから、派遣依頼が減少しました。他部署窓口における聴覚障がいがある人の情報保障として、依頼のあった年間121件の窓口での通訳を行うことで、聴覚障がいがある人の日常生活上の円滑なコミュニケーションの確保に努めました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績を ふまえた2024年度の 課題		聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があります。		
2024年度取組 内容・スケジュール		今後も、聴覚障がいがある人からのご依頼及び担当課からの依頼があれば通訳者を派遣するとともに、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知を図ることを町田市障がい者プラン21-26後期計画に反映しました。		

重点施策 19	市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。	計画冊子 69ページ
事業名	理解促進研修・啓発事業	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

実績報告				
2023年度	取組内容	・2023年4月に世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に関連した取組として、市庁舎を自閉症のシンボルカラーであるブルーにライトアップしました。 ・12月には、(社福)日本介助犬協会の職員と介助犬PR犬を迎え、障がい理解促進啓発の市民向け講座として「介助犬を知っていますか?」を開催しました。介助犬の役割について理解を深める内容として、講演や動画上映のほか、介助犬PR犬による介助の実演(飼い主の靴下を脱がせたり、スマホを取ってくるなど)を行いました。 ・障害者週間(12月5日から9日まで)にあわせて、市内の障がい福祉施設で製作された絵画や陶芸品等の展示を行うイベント「みんな笑顔の展覧会」を市庁舎1階で開催しました。 ・職員への障がい理解推進の取組として、「障害平等研修」を集合形式で開催したほか、町田市全職員(会計年度任用職員・学校含む)を対象として、障がい理解に関する職場研修(eーラーニング)を実施しました。		
	取り組んだことによる成果	・イベント、職員向け研修など、様々な方法で障がい理解研修・啓発事業を行いました。介助犬のイベントでは、合計42名の方に参加いただき、終了後アンケートでは、満足と答えた方が97%以上に上り、「介助犬、盲導犬、聴導犬の違い」や「介助犬への禁止事項などを知ることができた」との声がありました。 ・展覧会では、町田市市民協働フェスティバル「まちカフェ!」での展示として広く周知を行ったことで、5日間で合計475名の来場がありました(2022年度は合計189名)。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	76,000円		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		障がい者差別をなくし共生社会の実現を目的とする「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の施行に伴い、今後より一層の障がい理解に関する普及啓発活動に取り組む必要があります。		
2024年度取組内容・スケジュール		・障がい者への望ましい配慮(合理的配慮)や相談窓口等を記載したリーフレットを広く配布するほか、条例内容の出前講座を行うなど、様々な機会を捉えて広く周知を行います。 ・障がい理解に関する啓発を目的とした講演会・イベント等を開催する予定です。		

重点施策 20	市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。	計画冊子 69ページ
事業名	支援人材対策事業	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	方策と事業内容の 検討体制の準備	方策と事業内容の検討	方策の策定

実績報告				
2023年度	取組内容	学生の障がい福祉分野への就職状況を把握し、効果的な人材確保方策案を検討するため、市内の大学に訪問し、学生に障がい福祉分野へ関心を持ってもらうための取組について意見交換しました。		
	取り組んだことによる成果	障がい福祉人材の確保のためには、子どもや若者へ障がい福祉の分野に関心を持ってもらうことが重要と考え、障がい者プラン21-26（後期計画）における、重点施策（障がい福祉人材確保方策）を定めました。大学訪問での意見交換の結果、障がい福祉施設や法人に関する情報へのアクセスのしやすさが大切であるということが分かりました。また、学生は日常的に福祉施設との交流が少ないため、障がい福祉の場に触れる体験が必要であるということも分かりました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2023年度の実績をふまえた2024年度の課題		将来的な障がい福祉人材の確保のためには、児童・生徒及び学生に対して、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝えることが課題と考えます。また、障がい福祉分野に触れる体験の場が必要であると考えます。		
2024年度取組内容・スケジュール		- 児童・生徒に対して障がい理解に関する取組を開催し、障がい理解を推進します。 - 市内大学等と連携して大学生等へ障がい福祉の魅力を伝える取組を行います。		

**計画の振返りについての各部会からの意見
(町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2023年度実績)**

障がい者計画部会

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1	P2	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	スポーツ振興課	・重点施策での報告とは別に、障がい当事者がどのくらいの人数が、どのようにスポーツを楽しんでいるかという検証をしていただきたい。 ・子ども発達センターのプールがなくなることについて、市はどのように対応するのか。また、その対応について情報共有する機会を設けていただきたい。	・市では障がい当事者がスポーツを楽しむ事業として、障がい児スポーツ教室、障がい児者水泳教室、障がい者スポーツ大会を実施しています。 コロナ禍後は開催回数及び参加者も増加し、昨年度はそれぞれの事業合計で延べ1,300名以上の方に参加をいただき、障がい当事者が安心安全にスポーツを楽しめる機会の提供に取り組みました。 今後は参加者やスポーツ指導員の新規募集を行うなど、多くの方に参加いただける環境整備に引き続き取り組んでいきます。 ・公共施設再編に伴い、障がい児スポーツ教室及び障がい児者水泳教室で使用している子ども発達センターのプール教室については、対応方針が決まりましたら情報共有いたします。
2	P2	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	スポーツ振興課	【後日意見】 ・なぜパラバドミントンが選ばれたのか。他に候補はいくつかあったのか。事業概要に「障がい者スポーツ体験教室キャラバン」と記載があるが、どこかの団体に事業費1,136,000円で委託をしているためパラバドミントンなのか。	・2017年と2018年に町田市でパラバドミントンの国際大会を開催し、2019年12月に日本障がい者バドミントン連盟（現在は日本パラバドミントン連盟）と「パラバドミントンサポートシティに関する覚書」を締結しました。そうした競技団体との関係性から、町田市は2017年度から市立小学校で体験会を実施する等、パラバドミントンの普及活動を積極的に行なっています。他の競技については、小学校からの要望でポッチャ教室やブラインドサッカー体験イベントも実施しています。また、事業費については、町田市バドミントン連盟へ委託し、日本パラバドミントン連盟からの講師と指導員の派遣費用です。
3	P3	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	生涯学習センター	・2023年度に、町田市生涯学習センター運営協議会へ4回出席した。生涯学習センター（まちだ中央公民館）大規模改修による休館の間の活動の場はどのように保障されるのか。 ・2024年度の取組内容・スケジュールに「障がい者青年学級事業に焦点を当て、当該事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向け」とあるが、再構築とはどのようなことか具体的に示していただきたい。 【後日意見】 ・障がい者青年学級事業について、より多くの方に届くとともにありますが、いま青年学級を利用している方々は、幼少期や学齢期には、児童発達支援や放課後等デイサービス、ショートステイ等も利用できず、夏休みなども本当にご家族が苦勞された方々がほとんどです。そういった方々にとって、青年学級は親のレスパイトも含め、数少ない活動の場として確立されてきたものと認識しております。「若そよ」など発表の場では本当にいきいきとエネルギーに発表する姿を拝見し、生き甲斐にされているのだなあといつも感動しています。そのような場所を奪われたら、皆さんどうされるのでしょうか。 青年学級に参加する機会をより多くの方に提供することによって、いま参加されている方の機会が奪われてしまわないよう、また、機会が減ってしまうのなら、日中一時支援など新たな支援の提供もセットで勧めていくべきだと思います。	・障がい者青年学級事業につきましては、生涯学習センターを活動場所としている公民館学級は町田第一中学校を、土曜学級は町田市民フォーラムを借用して活動続ける予定です。 ・2024年3月に、障がい者青年学級事業の再構築の方向性について決定しました。再構築の考え方として、「学級生の主体性を重んじ、仲間づくりを育めること」、「すべての方が安全に参加できること」、「毎年、新規学級生が入ることができ、かつ、現在の学級生も応募を可能とする。その際、現在の実施規模の範囲内（人・物・金などの青年学級にかかる資源の範囲内）で、できるだけ多くの対象者が生涯学習の機会を享受できるようにすること」、「ボランティア希望者の大幅な増加が見込めないこと」、これらを前提に事業の見直しにあたることとしています。 以上の考え方を踏まえて、まずは安全性の確保のための緊急対策として、多岐にわたる担当者の役割整理と負担軽減策の実施や、学級活動を補助するための介助の専門事業者の導入などを考えています。 また、安全性を確保しつつ公平性を担保できるように、学級生の定員や在籍年数の設定、抽選制度の導入、結果青年学級に入れなかった方も気軽に参加できるスポット事業の実施などを検討しています。 さらに、「とびたつ会」や「つなげる会」のような長年に渡って活動した学級生が学習成果を活かして自主的な本人活動の団体へと巣立つ際には、団体立ち上げ時に必要な支援の仕組みなども整備していきます。 今後、このような再構築の方向性に基づいて具体的に制度化を進めていきます。 ・貴重なご意見ありがとうございます。結果的に青年学級に入れなかった方も気軽に参加できるように、スポット事業の実施や、青年学級で活動した仲間と再会できるように、元学級生が参加する同窓会の実施など、つながりが継続できる機会を提供できるように、再構築のなかで検討していきます。

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
4	P3	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	生涯学習センター	【後日意見】 ・利用者は日中の障がい福祉サービスを利用している人が大半だと思うので、余暇支援と生涯学習をかけて、通所している人向けのプログラムにすると良いと思う。生涯学習部の担当者と福祉職の担当が一緒に当事者向けプログラムを考えていくと良いと思う。	・2020年度に聴覚、視覚、身体と3種の障がい種別の当事者が参加する、学習プログラムの企画会議を開催し、以後3年間で障がい種別に応じて年度ごとに学習講座を実施することなど、大まかな方針や内容について検討しました。2021年度以降は、実施年度当初に当該障がい種別の当事者から意見を聞きながら、プログラムを決定し、聴覚(2021)、視覚(2022)、身体(2023)障がいに応じた学習講座を実施しました。結果的に、どの学習講座にも、障がいがある人もない人も様々なバックグラウンドを持つ人が参加されたため、充実した学習講座になりました。
5	P6	2 暮らすこと	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)	障がい福祉課	・2024年度 of 取組内容・スケジュールに「日中サービス支援型グループホームを含めた計画的な整備について検討を行い、施策の立案・実施につなげます。」とあるが、日中サービス支援型グループホームについては障がい者プラン21-26の中で具体的な検討をしたことがなく、コラムが記載されているだけである。障がい者施策推進協議会や障がい者計画部会で話が出たことがないものについて「計画的な整備について検討を行い、施策の立案・実施につなげます。」と明言すべきではなく、「日中サービス支援型グループホーム」の文言を削除すべきと考える。 【後日意見】 ・「日中サービス支援型グループホームを含めた」という部分ですが、この部分についてはそのまま施策推進協議会に上げた方が良いのではないかと思います。理由は、重度の医療的ケア等がある人で生活介護施設に通えていない方や、知的でもなるべく少人数の中で過ごしたほうが落ち着くという方、高齢化により大人数の施設がしんどくなってきた方等がいらっしゃるからです。送迎時間すらも負担になる方が存在しています。そういう方たちがグループホームに入れたとき、日中も同じ場所で過ごすことが出来たら、それはとても助かると思います。 一方で、儲け目的でグループホーム、ケアホームが日中も自分のところで支援する事業所も出てくるのではないかと懸念しています。そうした儲け主義のところは、儲からないとわかればすぐに放りだしかねません。放デイや移動支援の事業所でも起きていることです。 そうしたメリット、デメリットを示したうえで、立案、実施には慎重に取り組み、また示すことで、デメリットになりそうな事業所に対してはより丁寧な説明と心ある運営を促すことができるのではないかと思います。	・既存のグループホームでは受入が難しい方の生活の場のひとつとして、重度化・高齢化に対応した質の高い支援ができる日中サービス支援型グループホームの開設も検討しておりますので、その旨記載させていただきたいと考えています。

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
6	P6	2 暮らすこと	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)	障がい福祉課	【後日意見】 ・重度障がい者のグループホームは、ニーズが高いにもかかわらず、質も量も不足しています。社会福祉法人から、「重度障がい者グループホームは赤字覚悟でないとできないが、それを支える体力がうちの法人にはもうない。」との声を聞きます。法人全体の経営が健全でなければ、利用者の安心安全な生活を支えることはできません。ましてや営利追及を目的に障がい福祉分野に進出してきた会社に重度障がい者の日常生活を支えることができるとは到底思えません。もちろん合理化することは大切だと思いますが、目的は重度障がい者の安心安全な生活です。そして、資本主義の競争原理には馴染まない性質のものであるからこそ、行政が必要な施策をすべきだと思います。 後期計画3年目にして「施策に基づいた実施」とするのは、あまりにスピード感がなさ過ぎます。前期計画で「支援体制の強化・整備を図ること」が重要であることがわかっているのですから、施策の検討と並行して、検討に基づいて必要な施策を実行すべきです(たとえば、スーパーバイザーの派遣や土日開所時の人員派遣など)。 また、重度障がい者の新規グループホーム開設を積極的に呼びかけ、新たな(本当の意味での)重度のグループホームを立ち上げる可能性がある社会福祉法人に対し、具体的なサポートの希望を聞き、必要なサポート(市独自の重度加算を検討するなど)をするなど、2024年度から実施に向けて動いてほしいです。	・後期計画ではグループホームを訪問して支援の質の向上をはかる取組を行います。 いただいたご意見を参考とさせていただきながら、重度重複障がい者向けのグループホームの支援や、計画的な整備についての検討を行い、課題解決に向けた施策を実施してまいります。
7	P7	3 日中活動・働くこと	既存の事業所の活用による、思い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	障がい福祉課	【後日意見】 ・2023年12月の好事例集配布の取組はとても良かったと思います。ただ、課題にもありますように、専門的な支援を要する重い障がいのある方への支援、対応は依然難しい状況にあります。今後は好事例集に加え、市内で重い障がいのある方が多く利用している施設の職員向けハンドブック(名称は異なるかもしれませんが)等も提供していただき、町田市独自の職員向けハンドブックを作成し、ハンドブックのない施設、新たに障がい分野に参入される事業所等へも配布してはどうでしょうか。 既存の施設の中には個別支援計画の書き方など細かい部分にも触れているハンドブックを有している施設もありますので、是非検討していただきたいです。また、提供していただくことによって、各施設のさらなる支援力の向上が期待出来るとともに、町田市内の施設が協力して重い障がいのある方の生活を支えていくという意識づけにも役立つのではないかと思います。	・障がい者プラン21-26前期計画の重点施策として作成した「好事例集」の取組は、事業所アンケートの結果からも、支援力の向上に資するツールとなったものと認識しています。 作成の過程では、好事例のヒアリングを実施させていただいた事業所から、職員向けハンドブックのご惠与もあり、内容を充実させることができました。 今後も市内で事業所を開設予定の事業者には、当好事例集を引き合いに出して町田市の状況やニーズ、求められる支援内容等を伝えてまいります。 いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
8	P8	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	【後日意見】 ・そもそも実態調査が、難病患者の立場からの課題や意見が浮かび上がらないような質問の仕方になっているため、難病の人が抱えている課題が記載されていない。休職時の復職支援など、難病の方のニーズが潜在的にあるということを意識して、今後の雇用促進を行っていただきたい。	・いただいたご意見を踏まえて、難病当事者が抱える課題が抽出できるように今後の取組の参考にさせていただきます。
9	P11	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課	・2023年度は身体障害者手帳所持者が対象とのことだが、今後、愛の手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者にも対象を広げるのか。 ・必要な情報を得ることに支援が必要と考えられる方69名のうち、改善の必要性がある人の割合は。	・愛の手帳所持者は2022年度に177名を対象とし調査を実施しました。精神障がいのある方は基本治療が優先すると考えておりますその為調査を行うことで不安や過度の期待などで症状が悪化する可能性があると考えています。そのような理由から実施については課題だと認識しています。 ・2023年度は身体障がい者の方を対象に電話やアンケート(手紙)で調査を実施した69名のうち42名からリアクションがありました。42名のうち10名へ障がい者サービスガイドブックを提供し、8名に継続支援をしています。

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
10	P11	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課	【後日意見】 ・身体障がい者手帳を持っている人を対象にしているのはなぜなのか。事業概要に「80・50問題」と記載しているなら、障がい者手帳を持っていない人も対象にしたら良いのではないか。そもそもこの内容が重点になった経緯を考えれば、障がい者手帳を持っていない人の潜在的なニーズが分かるはず。	・手帳の有無に関わらず、どこにも繋がりがなく、更に課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への調査は今後の課題の一つと考えております。地域にある、町田福祉〇(まる)ごとサポートセンターと連携や情報の共有を図りたいと思います。
11	P13	6 保健・医療のこと	医療機関に対する障害者差別解消法の周知	保健所 保健総務課	・診療所48件、施術所38件に対して説明したとのことだが、事業所のどのような立場の人に説明し、その説明に対してどのような反応だったかを教えていただきたい。	診療所は医師(管理者)、施術所は開設者または施術者にご説明しています。保健所の説明に対し、医療機関側からの質問等は特段ありませんでした。医療機関の反応から一定の理解は得られているものと認識しています。
12	P16	7 情報アクセシビリティのこと	サービス・支援機関等の情報提供事業	障がい福祉課	【後日意見】 重点施策として、「障害者手帳をもっていない」と記載があるのに、取り組み内容では精神障がい者がターゲットになっているのはなぜなのか。障がい者手帳をもっていない人の潜在的ニーズを把握して、手帳をもっていない人向けの取り組みもしてほしい。	・精神障がいに限らず、障がいがある人が対象ですが、今回の取組としては、特に窓口に来て手続きをする精神障がいがある人を対象としました。精神障がいがある人の障害福祉サービスの利用が増えています。これからわかりやすい内容での情報提供に努めてまいります。
13	P17	8 生活環境と安全・安心のこと	避難体制の充実	防災課	・二次避難施設へ備蓄食料を整備するための費用は避難施設が捻出するのか。また、補助金等はあるのか。	・市は現在、23の障がい者福祉施設(町田の丘学園を含む)と二次避難施設の設置運営に関する協定を締結しています。協定書上では、開設にあたって市は二次避難所に開設を要請できるものとし、二次避難所はその要請をできる限り受諾するよう努めるものと規定しています。また、市は避難する要配慮者等に係る必要な物資等の調達・供給、ボランティア等支援者の確保、その他二次避難施設の管理運営に必要な支援を行うものとしています。その上で、市は二次避難施設の設置及び運営で生じた協定書上の費用を負担するものとし、施設側は市にその費用を請求するものと規定しています。
14	P21	11 理解・協働のこと	支援人材対策事業	障がい福祉課	・施設で働く職員の給料が上がらなければ人材不足は解消しないと思う。	・市は障害福祉サービスの給付費と別に、サービス事業所の安定的な運営の促進を図るため、障がい者日中活動系サービス推進事業運営費補助等を行うなど、運営に要する経費の一部補助を実施しています。
15	P21	11 理解・協働のこと	支援人材対策事業	障がい福祉課	・児童や生徒、学生を対象とした将来を見据えた取組は重要だと思うが、支援現場からするとすぐに人材がほしい状況である。予定している取組のほか、即効性のある人材確保の取組を検討いただきたい。	・人材不足の課題解決に向けて、将来を見据えた長期的な取組だけでなく、短期的な視点に立った取組も引き続き検討してまいります。

相談支援部会

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1	P2	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	スポーツ振興課	【後日意見】 ・パラバドミントンもいいが、車いすバスケットや車いすテニス等、異なる種目も紹介できるとよいと思う。	・他の競技については、小学校からの要望でボッチャ教室やブラインドサッカー体験イベントも実施しています。
2	P4	1 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	地域生活支援拠点等の説明では、制度を含めた役割の説明を丁寧にしてもらいたい。	・今後実施する予定の地域生活支援拠点等の説明会等では、ご理解いただけるよう、より丁寧な説明に努めます。
3	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	地域生活支援拠点等の担い手が、拠点の機能や役割を理解して、それを意識して仕事ができるようになることが課題である。	・ご意見として承ります。

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
4	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	【後日意見】 2024年度の課題に、「地域体制強化共同支援加算の記録書に基づき、地域課題の抽出、分析・検討、課題解決していくためのシステム作り」を追加してほしい。	課題 「地域体制強化に関する記録書に基づき、地域課題の抽出、分析・検討、課題解決のためのシステムを構築します。」 スケジュール 「施策推進協議会等で、地域課題の抽出、分析・検討、課題解決のためのシステムを検討します。」とします。
5	P5	2 暮らすこと	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	障がい福祉課	【後日意見】 ・国の施策として「ピアサポート体制加算」が盛り込まれて丸3年になる。病院訪問、退院促進、地域での生活支援に精神障がい当事者のピアサポーターを取り入れ、連携していくことを今後検討してほしい。	・ご意見として承ります。
6	P11	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭の相談支援	障がい福祉課	例えば、8050問題だと高齢者支援センターからの情報提供等、障がいの相談やサービス以外からの情報提供から顕在化することが多い。	・ご意見として承ります。
7	P16	7 情報アクセシビリティのこと	サービス・支援機関等の情報提供事業	障がい福祉課	【後日意見】 ・この取組は精神障がい者のみが対象なのか？知的障がい者、難病等の他の障がいにも広げてほしい。チラシのみでなく、「障害者手帳」に対する抵抗感や偏見を取り除く試みもしてほしい。	・精神障がいに限らず、障がいがある人が対象ですが、今回の取組としては、特に窓口に来て手続きをする精神障がいがある人を対象としました。精神障がいがある人の障害福祉サービスの利用が増えています。これからもわかりやすい内容での情報提供に努めてまいります。ご意見として承ります。

就労・生活支援部会

※就労・生活支援部会では、町田市障がい者プラン21-26重点施策における2023年度実績に係る特段の意見はありませんでした。

町田市障がい者施策推進協議会「グループワーク」の開催について

【開催目的】

町田市障がい者施策推進協議会の役割は、条例上、総合支援法第八十九条の三に規定する「自立支援協議会」の役割も担っています。

その役割は、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」ことです。

この役割の中の「地域における障がい者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報」を共有し、また「地域の実情に応じた体制の整備」を行うために、委員間の連携の緊密化と集中した協議を行うことを目的にグループワークを行います。

【グループワークのテーマ】

2023年度及び2024年度の相談支援部会から出された課題提示を踏まえ、「町田市における障がい福祉分野の課題」についてグループワークを行います。

1 相談支援部会からの課題提示

- ①施設・病院からの地域移行について（後期計画重点施策3・5）
- ②障がい者の重度化・高齢化について（後期計画重点施策3・5）
- ③相談支援と医療の連携について（後期計画重点施策4）
- ④GHにおける支援について（後期計画重点施策5）

2 地域における障がい福祉分野の課題

- ①上記以外の課題で、障がい福祉分野にはどのような課題が他にあるか。
→グループ意見発表

3 課題解決に向けた取り組み

- ①上記1、2の課題について、解決に向けてどのような取り組み案があるか。
→グループ意見発表

概要版

町田市障がい者差別をなくし

誰もがともに生きる社会づくり条例

障がい者に対する差別や
偏見、生活する上での
様々な障壁（バリア）を
なくすためにこの条例を
つくりました！



町田市障がい者差別解消犬
「ノンバリー」

イラスト ikeko

誰もがともに生きるまち。

子どもからおとな、男女、障がいがある人もない人も…
その人が望む場所で、お互いに支え合いながら、その人
らしく生きることができる社会。

この条例では、障がいによる差別をなくし、誰もがともに
生きる社会を目指します。



※「障害」

って？

これまで障がい者が日常生活や社会生活において、様々な制限や不利益を受ける原因は、個人の心身の機能障害にあると考えられてきました（「障害の医学モデル」）。

今では「障害」は、心身の機能障害のみならず、「社会的障壁」と呼ばれる社会における様々な障壁（バリア）との関係性で生じるものであるとの考え方へと変わっています（「障害の社会モデル」）。

※ 町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記します。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

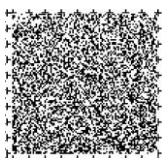
「社会的障壁」

って？

- 通路が狭いため車いすで通れない。【建物や交通のバリア】
- 障がいを理由に受験を制限する。【制度のバリア】
- 音声のみのアナウンスやタッチパネルのみの操作盤（聴覚障がい者や視覚障がい者は利用できない）のような障がい者の存在が考えられていないシステムなど。

【慣習や文化などのバリア】

- 障がい者を無視したり子ども扱いをする。【心のバリア】このようなことを「社会的障壁」といいます。



条例の 5 つのポイント



1 不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、取扱いに差をつけること、サービスの提供を拒否する、場所や時間を制限するなど、障がいがない人にはつけない条件をつけることなどです。他よりも不当に取り扱うことを「不当な差別的取扱い」といいます。

2 合理的な配慮

障がい者から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応することです。

3 障がい、障がい者及び障害の社会モデルに対する理解促進

障がいを理由とする差別の多くは、障がい、障がい者への誤解・偏見により生じていたり、障害の社会モデル等に関する理解不足が原因となっています。そのため、障害の社会モデル等について知ること、理解を深めることが差別解消につながります。

4 建設的対話

社会的障壁を取り除くために、市も事業者も、障がいがある人もない人も、それぞれの責務、役割のもと、現状をより良くするためお互いに歩み寄って、前向きに協力していくことが必要です。

5 差別に関する相談体制

障がいを理由とする差別を受けた場合は、障がい福祉課をはじめとする関係機関が相談窓口となります。くわしくは背表紙をご覧ください。

障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応

不当な差別的取扱い

補助犬
(盲導犬、介助犬、聴導犬)
と一緒に入店を拒否する



障がいのある本人を
無視して、
介助者や支援者、
付き添いの人だけに
話しかける



合理的な配慮

障がいがあるため、
講演会の座席を前の方にして
もらうように頼んだが、理由の
説明もなく断られた



手続きの際、筆談を頼んだが
一方的に断られた



合理的な配慮事例集

障がい者への対応が不当な差別的取扱いに該当するかどうかは、個別の場面ごとに判断する必要があります。また、合理的な配慮の内容も、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障がい特性や合理的な配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます。国や東京都では、合理的な配慮の事例を取りまとめて公開しています。



内閣府HP

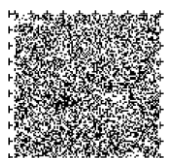


東京都HP

心のバリアフリーハンドブック

障がいの種類によって、必要な配慮も様々です。建物や交通、制度やルール等のバリアフリー化が進む中で、「心のバリアフリー」の更なる推進が求められています。

障がい理解やコミュニケーション方法、支援方法など、幅広く障がい理解を解説した町田市
の冊子です。



心のバリアフリー
ハンドブック (PDF版) →



	市役所	会社・お店・病院など	市民	障がい者
不当な差別的取扱い	×	×	×	△
合理的な配慮	○	○	△	障がいを理由とする困難や配慮の内容を相手に伝えるよう努める
	しなければならない	しなければならない	するように努力する	

差別をされた。
あれって差別じゃないの？
苦情をいわれた。



どのように配慮すれば
よいか分からなかった。



そんなときは下記窓口にご相談ください

相談場所	場所：町田市	連絡先
町田市役所障がい福祉課	森野2-2-22	電話：042-724-2147 FAX：050-3101-1653
堺地域障がい者支援センター	小山町1234-1	電話：042-794-8790 FAX：042-798-2290
忠生地域障がい者支援センター	図師町1677-1	電話：042-794-4851 FAX：042-794-4852
鶴川地域障がい者支援センター	能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ1階	電話：042-708-8821 FAX：042-708-8977
町田地域障がい者支援センター	原町田5-4-3 第2大塚ビル1階101	電話：042-709-1301 FAX：042-709-1302
南地域障がい者支援センター	金森東3-18-16 合掌苑桂寮1階	電話：042-706-9624 FAX：042-799-2145

注意：開所日時は月曜日から金曜日（土日祝及び12月29日から1月3日までを除く）、午前8時30分から午後5時までです。

▼相談内容に応じて、必要な調査、調整、助言、情報提供などを行います。

▼相談で解決しない場合は、助言・あっせん、勧告等の方法で解決を図ります。

▼差別をした事業者が勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。

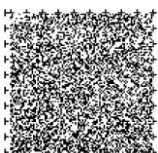
このマークをご存知ですか？

義足や人工関節、内部障がい、難病、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス等で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク



条例のくわしい内容は町田市公式ホームページをご覧ください



町田市重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業を
利用される方へご案内
(利用者用)

2024年4月作成

重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業とは

日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)や医療的ケア児の居宅に看護師等を派遣して、家族が行っている医療的ケア及び食事、排泄、体位変換等の療養上必要な介助を一定時間代替することにより、在宅で介護する家族の一時的な休息を図ることを目的とする事業です。



1. 当事業の対象者

当事業の対象者は、町田市に住所を有し、日常的に家族等から在宅での介護を受けている方で、次のいずれかに該当する方です。

(ア)重症心身障がい児(者)*で次のいずれかに該当する方

(i)下記①～⑫のいずれかの医療的ケアを必要とする方

(ii)下記①～⑫の医療的ケアを受けていないが、重度のけいれん発作等により、看護師等による服薬管理、見守り等が必要であると医師が判断した方

※重症心身障がい児(者):18歳に達するまでに身体障害者手帳1級又は2級の身体障害(自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る)及び愛の手帳1度又は2度の知的障害の両方を有するに至った方。

(イ)下記①～⑫のいずれかの医療的ケアを必要とする医療的ケア児

【当事業における医療的ケア】

①	人工呼吸器の管理(毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン、NIPP V、CPAP等を含む。)
②	気管内挿管又は気管切開の管理
③	鼻咽頭エアウェイの管理
④	酸素の吸入
⑤	1日当たり6回以上のたんの吸入
⑥	1日当たり6回以上又は継続的なネブライザーの使用
⑦	中心静脈栄養(IVH)の管理
⑧	経管(経鼻又は胃ろうを含む。)の管理
⑨	腸ろう又は腸管栄養の管理
⑩	継続する透析(腹膜灌流を含む。)
⑪	1日当たり3回以上の定期導尿(人工膀胱を含む。)
⑫	人工肛門の管理

2. 利用回数・時間

回数:1か月当たり4回、かつ1年度当たり24回が上限。ただし、年度途中で登録決定された場合、決定月から残りの月数を数え、その残月×4と24を比較して少ない方が当該年度の利用回数の上限。(例えば、11月決定の場合・・・5月×4＝20回 24回より少ない20回が上限)

時間:1回あたり2時間から4時間までで30分単位

3. 利用者負担額

世帯の市民税の課税状況に応じて、以下のとおり費用をご負担いただきます。

世帯の課税状況	利用時間				
	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間
【区分1】 生活保護受給世帯、 市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
【区分2】 対象者が18歳以上で、 市民税の所得割の額が16万円未満の世帯	370円	460円	550円	640円	740円
【区分3】 対象者が18歳未満で、 市民税の所得割の額が28万円未満の世帯	180円	220円	270円	310円	360円
【区分4】 上記以外	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円

※利用者負担額は、同一世帯全員の課税状況で判断します。ただし、対象者が18歳以上の方は、本人及び配偶者の課税状況のみで判断します。

4. 医師指示書作成料に係る助成金の額

世帯の市民税の課税状況に応じて、医師指示書の作成に要した費用を以下のとおり助成します。

世帯の課税状況	医師意見書作成料に係る助成金の額
【区分1】 生活保護受給世帯、 市民税非課税世帯	3,000円
【区分2】 対象者が18歳以上で、 市民税の所得割の額が16万円未満の世帯	2,930円
【区分3】 対象者が18歳未満で、 市民税の所得割の額が28万円未満の世帯	2,970円
【区分4】 上記以外	2,700円

※医師指示書作成料の助成上限額は3,000円です。それ以上の額は利用者の自己負担になります。

5. サービスの利用の流れ

- (1) 事前にご確認ください。
 - 当事業の対象者に該当しているか確認してください。ご不明点等がありましたら、障がい福祉課総務係(042-724-2147)にご相談ください。
 - 利用を検討している訪問看護事業者が町田市の在宅レスパイト事業を利用できる事業者かどうかを、訪問看護事業者を確認してください。
 - 在宅レスパイト事業の医師指示書の様式を市から取り寄せ、主治医に作成を依頼してください。指示書作成料は病院でお支払いの上、必ず領収書をもらってください。作成に要した費用については、助成が受けられます。
- (2) 申請に必要な書類を障がい福祉課にご提出ください。
 - 町田市重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業利用登録申請書
 - 町田市重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業医師指示書
 - 町田市重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業医師指示書作成料助成金請求書
 - 医師指示書作成にかかる領収書
 - 債権者(振込口座)登録依頼書 ※市に登録がない方のみ
- (3) 利用登録の決定後、市から利用登録決定通知書をご自宅へ郵送します。
 - 利用登録決定通知書には、利用する訪問看護事業者や利用者負担額などが記載されます。
 - 決定通知書及び医師指示書の内容については、市から利用する訪問看護事業者へ情報提供させていただきます。
 - 医師指示書作成料の助成は、ご登録の口座に後日振り込みます。
- (4) 訪問看護事業者に連絡をして、在宅レスパイト利用日の日程調整をしてください。
 - キャンセル等に伴い発生したキャンセル料については、訪問看護事業者の定めによるものとします(市は支払いを行いません)。
- (5) 利用日に訪問看護事業者の方へ利用者負担額をお支払いください。

6. その他

- 当事業は毎年度利用登録の申請が必要です。
- 調理、洗濯など家事の援助や入浴、外出に伴う介護は行えません。
- 看護にかかる衛生用品等の実費相当分は利用者の自己負担になります。
- 当事業を利用できる訪問看護事業者は、あらかじめ市と委託契約を結んだ事業者です。

【申請受付・問合せ先】

町田市 地域福祉部 障がい福祉課 総務係
電話:042-724-2147
FAX:050-3101-1653